

(目的)

第1条 この指針は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホームあおいの里・我孫子）において、安全かつ適切に質の高い介護・医療を提供するため、事故の発生又はその再発を防止するために必要な事項、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に必要な事項に関して定める。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応に関する基本方針)

第2条 当施設のご利用者は、概して事故や緊急事態に対して自ら対応するという能力の点で弱い立場にあり、一旦事故や緊急事態が起これば生命、心身に重大な影響が及ぶ事態に直結する。普段から、どのような事故や緊急事態が起こりうるのかを想定し、その原因を考えることにより事故の発生の防止に努めるとともに、万一事故が発生した場合どのように対応するかを計画し、事故や緊急事態が発生した場合に迅速的確な対応を行うことができるよう準備するものとする。

(定義)

第3条 この指針において「事故」とは、介護・福祉サービスの提供過程において利用者に実害が生じたこと、又は実害が生じた可能性があつて特に観察を必要とした事象で次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 転倒・転落、誤嚥・誤飲、誤薬、施設内感染・食中毒、離脱（施設管理者が外出を認めていない場合にご利用者が施設を離れることをいう）その他の医療・介護事故
- (2) 虐待、セクシャルハラスメントの発生その他の職員等の行為を原因とする事故
- (3) 不審者の侵入、火災の発生、車両事故その他の施設管理上の事故
- (4) 金銭・物品の紛失、個人情報漏洩その他の業務管理上の事故

2 この指針において「インシデント・アクシデント」とは、前項の事故には至らなかったが事故が発生しそうになった場合及び現状を放置しておく事故に結びつく可能性が高いものをいう。

(委員会の設置)

第4条 第1条の目的を達成するために、当施設に「事故防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- ア 施設長
- イ リスクマネージャー
- ウ 生活相談員
- エ 看護部門職員（従来、ユニット、ショート、デイ等の代表者）
- オ 介護部門職員（従来、ユニット、ショート、デイ等の代表者）
- カ 介護支援専門員、
- キ リハビリ部門職員
- ク その他施設管理者が必要と認める者

(2) 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (3) 委員長は施設長とする。
- (4) 副委員長は委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときはその職務を行い又は代理する。
- (5) 委員は、次条の所掌業務に関して、各々の職務上の所管部門における取組みを掌理するとともに、各所管部門を代表して委員会の業務全般を推進する。
- (6) 委員会は委員長が召集する。
- (7) 委員会は、毎月1回開催する定例会及び委員長の判断により開催する臨時会とする。
- (8) 定例会は、3ヶ月に1回第2水曜日の14時から会議室で開催する。
- (9) 委員長は、必要と認めるときは、委員会に関係職員の出席を求めることができる。

(委員会の所掌業務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事故の発生又はその再発の防止のための方策の立案、実施、検証に関すること。
 - ア 事故報告書やヒヤリハット事例の収集、分析、評価・検証、対応措置の決定等を行い、必要な情報を職員に周知徹底すること。
 - イ 事故発生防止のための研修の計画、実施、実施後の評価に関すること。
 - ウ 事故発生防止のための取組みの実施状況について各職場の点検を行い、改善を指示すること。
 - エ その他、事故の発生又はその再発を防止するために必要な取組みに関すること。
- (2) 事故が発生した場合の対応に関すること。
 - ア 事故が発生した場合の対応体制、対応の手順等の整備を行い、職員に周知徹底すること。
 - イ 事故の再発防止策の検討・策定・実施、防止対策実施後の評価に関すること。
 - ウ その他、事故が発生した場合に必要な方策の整備に関すること。

(リスクマネージャー)

第6条 委員会にリスクマネージャーを置く。

- 2 リスクマネージャーは委員の内から委員長が任命する。
- 3 リスクマネージャーは、委員長の下で前条の業務に係る事務を統括する。

(事故発生時の対応)

第7条 事故が発生した場合、当該事故に関与した職員等は、必要な応急処置、拡大防止のための措置及び別に定める事故発生時の対応手順（別紙1）による必要な対応を行うとともに、施設として事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる必要がある。そのため、別に事故発生時対応マニュアル（別紙2）を定めるとともに、万一事故が発生した場合に同マニュアルによる行動ができるよう日頃より必要な教育及び訓練を行うこととする。

(事故の報告)

第8条 事故が発生した場合、当該事故に関与した職員は、カンファレンスを行いアクシデント報告書を作成し、必要な職員への回覧による情報の共有、委員会への報告、委員会での検証等を行い、再発を防止するために必要な措置を実施する。

- 2 事故未然事例が発生した場合、当該事例に関与した職員は、カンファレンスを行い事故報告書を作成し、必要な職員への回覧による情報の共有、委員会への報告、委員会での検証等を行い、再発を防止するために必要な措置を実施する。
- 3 ヒヤリハット事例の報告は、事故の発生又はその再発を防止し安全かつ適切に質の高い介護・医療を提供するため、事故等について施設全体で情報を共有し、必要な措置の実施につなげるためのものであることに鑑み、委員会はその提出を奨励し、職員は積極的な提出に努めるものとする。

(事故発生の防止のための研修に関する基本方針)

第9条 事故発生の防止のための研修は、委員会が策定した計画に基づき、全職員を対象に年2回以上実施するほか、新規採用者がある場合は、その都度、実施する。

(記録の保存)

第10条 委員会は議事録を作成し、5年間保存する。

- 2 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録は10年間保存する。

(入所者等に対する指針の閲覧)

第11条 この指針は事務室に常備し、入所者等から閲覧の求めがあった場合は、閲覧に供する。

(職員の責務)

第12条 職員は日常業務において安全かつ適切に質の高い介護・医療を提供するため、ご利用者との信頼関係を構築するとともに、事故の発生の防止に努めなければならない。

(指針等の見直し)

第13条 この指針は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

この指針は、平成29年4月1日から適用する。

この指針は、令和3年4月1日から適用する。

この指針は、令和6年4月1日から適用する。